

鍼灸・あん摩マッサージの

変更点について、再度ご確認ください！



-- 平成 30 年の10月より変わります

● 同意書の様式（鍼灸、マッサージ）

9月初旬に各治療院にお送りします。10月からは、必ずこちらの様式をお使い下さい。
変形徒手矯正術の請求をされている先生は特にご注意願います。

● 同意期間

初療または再同意日から起算して6ヶ月となります。

※ 初療又は再同意日が月の15日以前の場合は当該月の5ヶ月後の月の末日とし、月の16日以降の場合は当該月の6ヶ月後の月の末日。ただし、変形徒手矯正術については初療又は再同意日から起算して1ヶ月。

● 施術報告書交付料の新設（¥300）

施術の内容・頻度、患者の状態・経過等を記入し、当該報告書及び直近の診察に基づき医師が再同意を判断する旨を患者に説明したうえで交付した場合（又はその旨を患者に説明したうえで支給申請書に添付するために必要な写しを交付し、患者に代わり患者が診察を受ける医師に原本を送付した場合）に請求できます。

なお、施術報告書交付料は、一の同意書、診断書により支給可能な期間の施術について、施術報告書を患者に複数回交付した場合であっても、請求は1回に限られません。

また、初療若しくは直前の医師による再同意日の属する月の5ヶ月後（初療若しくは再同意日が月の16日以降の場合は6ヶ月後）の月に施術報告書を交付した場合又は施術報告書を交付した月の前5ヶ月の期間に係る療養費の支給で施術報告書交付料が支給されていない場合に請求できます。ただし、変形徒手矯正術については、初療又は再同意日から起算して1ヶ月の期間の施術について施術報告書を交付した場合に1回に限り請求できます。

療養費支給申請書について、年内は、今の用紙を取籍って使用して下さい。
来年1月から新用紙をご使用頂くこととなります。

-- 平成 31 年の 1 月より変わります ...いよいよ受領委任の始まりです

● 一部負担金明細書[新様式]の交付（1 日もしくは 1 月ごと）

施術管理者は、患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付しなければなりません。また、**患者から求められたときは**、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した様式第 5 号による一部負担金明細書（1 日分）又は様式第 5 号の 2 による一部負担金明細書（1 月分）を交付しなければなりません。

● 往療内訳書の添付

往療料を請求する申請書について、施術者が往療した日付、同一日同一建物への往療かどうか、同一日同一建物への往療の場合に往療料を算定しているか否か、施術者名、往療の起点、施術した場所及び往療が必要な理由並びに要介護度が分かる場合は要介護度を記入した様式第 7 号による往療内訳書の添付が必要になります。

● 保険者ごとにとりまとめて請求（総括票 I、II [新様式]）

柔整の申請書のように、鍼灸・あん摩マッサージでも、保険者番号ごとに申請書をまとめて総括票 I、II を添付し、提出するようになると思われます。

詳細は、11 月の会報にてご連絡致します。

来年 1 月からの受領委任が近づいてきました

あはき受領委任の取扱い申出の書類について

先日お送りいたしました、鍼灸あん摩マッサージの『療養費の受領委任の取扱いに係る申出』関係の書類一式が、続々組合員さんから届いております。

今のところ予定の半分以上は届いておりますが、一度にすべての組合員さんの分を厚労省へ提出するのではなく、第一陣、第二陣…と段階的に発送する予定です。

今のところ見られる不備だと、

- 自宅(開設者)の住所を、保健所に変更の届出をしていなかった
- 勤務時間・標榜時間の未記入
- 勤務形態確認票の未記入・不備

(※施術管理者が、他の治療院でも勤務/施術管理者として登録している場合に必要です)

あたりが、多く見られます。

もし、「まだ出していなかった！」という方がおられましたら、ご提出お願いいたします。

この登録を済ませないと、少なくとも来年 1 月からの保険請求ができなくなりますよ～！

北鍼協ウェブサイト、リニューアルしました！！

8月より、当組合のウェブサイトを**全面リニューアル**いたしました。スマートフォンにも対応するようになっています！

組合からのお知らせはもちろん、厚労省からの通知についてなど、都度更新しておりますので、この機会に是非ご覧ください。

右がトップページです。 →
さわやかな感じにまとまりました♪



また、先月の事務局便りからお知らせしております『北鍼協組合員之証』（組合員としての身分証明書）について、ウェブサイトのトップページにある【交付申請】画像をクリックすると、【組合員之証発行申請フォーム】から発行の申請することができるようになりました。

詳細につきましても、そちらのページをご覧ください！



SNS もリニューアル♪

フェイスブック、ツイッター、はじめました。

ウェブサイトにバナーを貼ってます。（ページ下部）

頑張って投稿しますので、拡散よろしくお願ひします！

* 以前の facebook の「北鍼協 事務局」は管理できていません。
申し訳ありませんが、新アカウントの方をフォローして下さい。

アカウントは facebook、Twitter とともに「**hokushinkyō**」です。

Facebook をご利用の方・・・

突然、吉田孝雄さんから友達申請が行ってもビックリしないで下さいね。



○●○北鍼協相談室○●○



保発 0612 第 2 号のあはきの受領委任に関する通知の中で言っている「他の療法」って、なんのことでしょう？ 当院では、同意書の適用にならない、肩こりや腰痛などは自費で患者さんからもらっています。

【保発 0612 第 2 号より】

第 3 章 保険施術の取扱い（療養費の算定、一部負担金の受領等）

19 施術管理者は、療養費に係る施術に要する費用について、算定基準により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、（中略）一部負担金に相当する金額の支払を受けるものとする。

なお、患者から支払を受ける当該療養費に係る一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。

また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。

このことについて、厚生労働省に確認したところ、「**他の療法とは、全く施術とは関係ないことで、別の部位の施術のことなどを指しているのではない**」ということでしたので、大丈夫ですよ～



治療院に通われていた重度心身障害者の患者さんが、新しい受給者証をお持ちになりました。受給者番号も変わっており、以前の市町村番号の記載がなく、『公費負担番号』しか無いのですが・・・

平成 30 年 8 月診療分より、医科・歯科・調剤・訪問看護の医療費の請求方法が変わった為、北海道の『重度心身障害者』『ひとり親家庭等』『乳幼児(子ども)医療』の受給者証が新しく交付されました。

ですが、**鍼灸・あん摩マッサージ・柔道整復の療養費についてはこれに該当しないため、今まで通りの方法で請求**して下さい。

新規以外の患者さんであれば、**受給者番号も以前のままで請求して構わない**とのことですよ。



今月のお歌

第 13 支部 室蘭市
西江 須美先生より

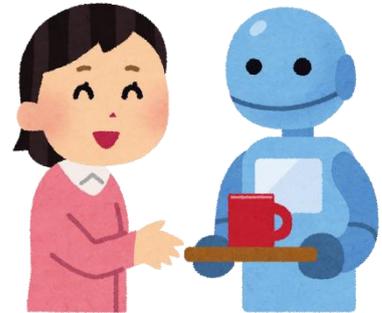
● テクノロジー

どこまで進むか ^{エーアイ} AIの 指示に従う 我ら人間

IT 革命と言われてこの 20～30 年の間に、すさまじい
変わり様です。

それが果たして、良いのかどうなのか疑問ではありますが、
近い将来、AI に管理される人間の姿があるのではないかと、
危惧しています。

とりわけ私は、ほとんど付いていけない状態です。



● 受付で ロボット嬢が対応す 質問等に 答える人

● 藤本先生、斉藤事務長、おめでとうございます!! ●

平成 30 年 8 月 8 日(水)、ホテル札幌ガーデンパレスにて開催された
平成 30 年度中小企業団体全道大会 において、以下二名が会長表彰されました。

北鍼協 専務理事 **藤本 忍 氏**
【組合等功労者(組合員)】

北鍼協 事務長 **斉藤 里美 氏**
【優良組合専従者】

発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄
札幌市中央区南 1 条西 13 丁目 317-3 フコソナ南 1 条ビル 3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinky@delphin.ocn.ne.jp URL <http://www.hokushinky.jp/>